

令和5年度 優先的検討規程運用支援（追加募集）に関する 支援対象の決定について

内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP（Public Private Partnership）/ PFI（Private Finance Initiative）を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。

優先的検討規程運用支援について、令和5年8月4日まで追加募集しておりましたが、このたび支援対象を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

優先的検討規程運用支援

中富良野町（北海道） 土浦市（茨城県） 伊勢原市（神奈川県） 葉山町（神奈川県）
彦根市（滋賀県）

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程を言います。

内閣府では、同規程の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFIにて進捗させる過程に対して、内閣府が委託して派遣するコンサルタント等の助言や情報提供等を通じて支援します。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） 北村、土井、西野
TEL：03-6257-1655